

和泊町立学校における教育職員の在校等時間の上限等に関する方針

令和2年9月 和泊町教育委員会

文部科学省は、学校における働き方改革の総合的な方策の一環として、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号。以下「給特法」という。）第7条第1項に基づき、令和2年1月に「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」（以下「指針」という。）を策定した。

和泊町教育委員会においては、指針を参考に「教育職員の在校等時間の上限等に関する方針」を策定し、学校における業務の削減や勤務環境の整備を進めることとする。

1 対象者

本方針は、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」第2条に規定する義務教育諸学校等の教育職員を対象とする。

なお、給特法の対象とならない事務職員については、労働基準法（昭和22年法律第49号）に定める時間外労働の規制が適用される。

2 在校等時間の上限

(1) 在校等時間の考え方

在校等時間は、「超勤4項目」以外の業務を行う時間も含め、教育職員が学校教育活動に関する業務を行っている時間として外形的に把握することができる時間とし、勤務時間管理の対象とする。

具体的には、次のとおりとする。

- ア 基本とする時間 在校している時間
- イ 加える時間 校外において職務として行う研修への参加や児童生徒等の引率等の職務に従事している時間
- ウ 除く時間 休憩時間及び所定の勤務時間外の自己研鑽及び業務外の時間

(2) 上限の原則

ア 1か月の在校等時間の総時間から「鹿児島県学校職員の勤務時間、休憩等に関する条例」（平成7年鹿児島県条例第25号。以下「条例」という。）で定める勤務時間の総時間を減じた時間が、45時間を超えないようにすること。

イ 1年間の在校等時間の総時間から条例で定める勤務時間の総時間を減じ

た時間が、360 時間を超えないようにすること。

(3) 特例的な扱い

ア 上記(2)を原則としつつ、児童生徒等に係る臨時的な特別な事情により勤務せざるを得ない場合についても、1年間の在校等時間の総時間から条例で定める勤務時間の総時間を減じた時間が、720 時間を超えないようにすること。この場合においては、1か月の在校等時間の総時間から条例で定める勤務時間の総時間を減じた時間が45 時間を超える月は1年間に6月までとすること。

イ 1か月の在校等時間の総時間から条例で定める勤務時間の総時間を減じた時間が100 時間未満であるとともに、連続する複数月(2か月、3か月、4か月、5か月、6か月)のそれぞれの期間について、各月の在校等時間の総時間から各月の条例で定める勤務時間の総時間を減じた時間の1か月当たりの平均が、80 時間を超えないようにすること。

3 教育委員会が講ずべき措置

(1) 在校等時間の把握

教育職員の在校等時間は、ICTの活用及びタイムカード等により客観的に計測する。校外で職務に従事している時間も教育職員の報告等によりできる限り客観的に計測する。

計測した時間は、公務災害が生じた場合等に重要な記録となることから、公文書として管理及び保存を適切に行う。

(2) 休憩時間及び休日の確保

休憩時間及び休日の確保等に関する労働基準法等の規定を遵守する。

(3) 教育職員の健康及び福祉を確保

ア 在校等時間が一定時間を超えた教育職員に医師による面談指導を実施すること。

イ 終業から始業までに一定時間以上の継続した休息時間を確保すること。

(4) 在校等時間の長時間化を防ぐための取組

本方針を踏まえた小中学校における取組の実施状況を把握した上で、その状況を踏まえつつ、在校等時間の長時間化を防ぐための業務分担の見直しや適正化、必要な環境整備等の取組を実施する。また、本方針で定める上限時間の範囲を超えた場合には、小中学校における業務や環境整備等の状況について事後的に検証を行う。

4 留意事項

(1) 上限時間について

ア 本方針は、上限時間まで業務を行うことを推奨する趣旨ではない。

イ 本方針は、学校における働き方改革の総合的な方策の一環であり、在校等時間の長時間化を防ぐ他の取組と併せて取り組まれるべきものである。

決して、これらの取組を講ずることなく、学校や教育職員に対し、上限時間を遵守することを求めるのみであってはならない。

(2) 虚偽の記録等について

在校等時間を上限時間の範囲内とすることが目的化し、授業など教育課程内の学校教育活動であって真に必要な活動であるものをおろそかにすることや、実際より短い虚偽の時間を記録に残す、又は残させることがあってはならない。

(3) 持ち帰り業務について

本来、業務の持ち帰りは行わないことが原則である。上限時間を遵守するためだけに自宅等に持ち帰って業務を行う時間が増加することは、本方針の趣旨に反するものであり、厳に避ける。仮に業務の持ち帰りが行われている実態がある場合には、その実態把握に努めるとともに、業務の持ち帰りの縮減に向けた取組を進める。

附 則

この方針は、令和2年9月15日から適用する。